

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事から平成29年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年7月28日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
山形県監査委員 鈴 木 孝  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
こども医療療育センター	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、それぞれの契約内容に対応した関係法令等を丁寧に確認し、その理解を深めるとともに、新たに作成した「チェックリスト」を活用し、複数による確認・点検を行う等、法令等に基づいた適正な事務処理を行うこととした。